



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年 7月22日火曜日 第1476号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

救急病院の協力申出.....	803
土地改良区役員の就退任の届出.....	803
解除予定保安林（2件）.....	803
義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧.....	803
道路の区域変更（石鎚丹原線）.....	804
道路の供用開始（ " ）.....	804
道路の供用開始（名駒友浦線）.....	804
開発行為に関する工事の完了.....	805

## 告 示

### ○愛媛県告示第1517号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成15年 7月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
松山笠置記念心臓血管病院	松山市末広町18番地2	笠 置 康	平成18年7月14日まで

### ○愛媛県告示第1518号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、五十崎町国営開発土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年 7月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	宮 岡 廣 行	喜多郡五十崎町大字平岡甲908番地
"	山 田 博 文	喜多郡五十崎町大字福岡乙130番地
"	小 西 敬 雄	喜多郡五十崎町大字平岡甲1864番地

## 退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	森 永 隆 男	喜多郡五十崎町大字古田甲1584番地
"	西 山 芳 弘	喜多郡五十崎町大字重松甲1298番地
"	奥 島 義 範	喜多郡五十崎町大字大久喜甲239番地1

### ○愛媛県告示第1519号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成15年 7月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 解除予定保安林の所在場所  
温泉郡中島町大字神浦3518の5、3519の6
- 保安林として指定された目的  
魚つき
- 解除の理由  
道路用地とするため

### ○愛媛県告示第1520号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成15年 7月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 解除予定保安林の所在場所  
東宇和郡野村町大字旭29の2（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
干害の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び野村町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### ○愛媛県告示第1521号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成15年 7月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 届出事項

(松山地方局管内)

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
温泉郡中島町大字津和地285 福 島 岩 雄	温泉郡中島町大字津和地1282 山 本 久 一	温泉郡中島町大字津和地381 梶 川 秀 樹	中 島 三 和	中島三和漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成15年7月22日から同年8月5日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

松山地方局管内の加入区	松山地方局産業経済部水産課
-------------	---------------

○愛媛県告示第1522号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年7月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	石鎚丹原線	周桑郡小松町大字妙口字川崎甲728番5地先	旧	メートル 6.0	キロメートル 0.013	
			新	7.2	0.013	

○愛媛県告示第1523号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年7月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	石鎚丹原線	周桑郡小松町大字妙口字川崎甲728番5地先	平成15年7月22日

○愛媛県告示第1524号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年7月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	名駒友浦線	越智郡吉海町大字名駒542番2地先から 同大字542番1地先まで	平成15年7月22日
〃	〃	越智郡吉海町大字南浦819番1地先から 同大字754番地先まで	〃

## ○愛媛県告示第1525号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成15年7月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
15松局伊土検（開）第15号 平成15年7月9日	伊予郡松前町大字中川原字新田448番1	松山市古川北四丁目8番4号 有 光 健 茂
15松局建（開）第14号 平成15年7月4日	北条市別府1046番3	北条市夏目甲601番地46 清 水 保 則
15松局建（開）第15号 平成15年7月4日	温泉郡重信町大字樋口字向井甲982番3、甲982番5及び甲982番7	温泉郡重信町大字樋口982番地2 磯 金 高 広
15西局丹土（開）第4号 平成15年7月8日	周桑郡小松町大字妙口字山崎甲292番1、甲292番3、甲292番4及び甲292番3地先水路	周桑郡小松町大字妙口甲1034番地1 有限会社 日野石油店 代表取締役 日 野 昇

